

産業廃棄物処理に関するガイドライン

はじめに

当社グループでは、環境保全活動の一環として名鉄グループ環境方針「エコ・ビジョン」を策定し、基本方針の中で廃棄物の削減に取り組むことや事業に関連する環境法令や国際基準などを遵守することを明文化しています。また、事業活動によって発生する産業廃棄物の削減だけでなく、産業廃棄物の適正な処理や処理工程におけるリサイクルも排出事業者の重要な責任であると捉え、このたび当社における「産業廃棄物処理に関するガイドライン」を策定します。

なお、本ガイドラインは排出事業者である当社のみならず適用するものでなく、内容の一部については、処理の委託先にもご協力をお願いするものです。

1. 産業廃棄物の適切な保管

事業活動によって発生する産業廃棄物が運搬または処分されるまでの間、省令で定める保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管する。

2. 委託先の適切な選定

産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、政令で定める委託基準に従い、許可を有する収集運搬業者および処分業者（以下、「委託業者」）を選定した上で、書面による委託契約を行う。

3. 委託先の確認

産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、条例の定めに従い、委託業者が、委託する産業廃棄物を処理する能力を備えていること等を実地において確認する。ただし、委託業者が自治体の「優良産廃処理業者認定制度」等に基づく認定または確認を受けている場合は、実地確認を省略することができる。

4. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度による適正な処理状況の把握・管理

産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、環境省令が定める様式の管理票（マニフェスト）を交付し、産業廃棄物を引き渡した後も、返送されるマニフェストの写し（または電子マニフェストシステム）により、処理状況をチェックすることで、産業廃棄物が最終処分またはリサイクルまで適正に行われたことを確認する。

また、マニフェストの保存や報告は、環境省令に従い、適切に行う。

2026年3月31日策定